

## 戦後70年を迎える憲法記念日に当たっての会長声明

2015年（平成27年）5月3日  
兵庫県弁護士会 会長 幸 寺 寛

5月3日、憲法が施行されてから68年を迎えるが、今年は戦後70年となる節目の年でもある。

日本国憲法は、権力を憲法によって拘束するという立憲主義のもとで、主権が国民に存すること、すべての国民は基本的人権の享有を妨げられないこと、そして、この憲法が保障する基本的人権が、侵すことのできない永久不可侵の権利であることを高らかに謳いあげた。また、日本国憲法は、先の大戦の反省のもと、国民主権、基本的人権の保障とともに平和主義を基本原理として採用した。

日本国憲法の採用する平和主義は、一切の戦争を放棄し、そのために戦力の不保持と交戦権の否認を宣言するという徹底した平和主義であるが、それは戦争が基本的人権の保障にとって最大の脅威であり、戦争をしない平和な国でなければ基本的人権の保障を万全ならしめることはできないとの認識を明らかにしたもので、先の大戦における尊い命の犠牲と引き替えに獲得した、世界に誇り得る、先駆的な意義を有しているものである。

かかる国民主権、基本的人権の保障、平和主義を基本原理とする日本国憲法は、施行後、どの時代においても、多くの国民の支持のもとで、私たちの暮らしの中に浸透し、戦後の我が国の復興と繁栄の礎となってきた。

しかし、今日、国民主権については、選挙権の行使に関わる投票価値の不平等の問題が生じている。すなわち、投票価値の不平等を理由として選挙を違憲無効とする高等裁判所の判断、及び違憲状態とする最高裁判所の判断が出たにもかかわらず、抜本改正を放置したまま総選挙が実施され、改めて、高等裁判所から違憲・違憲状態の判断が全国で相次ぐ事態が起きている。

基本的人権についても、東日本大震災から4年が経過したにもかかわらず、いまだ22万人を超える避難者が生活再建を果たしておらず、人権の回復がほど遠い現状にある。福島第一原発事故の被害はなお深刻な様相を呈しているし、被害者の生命・健康の不安は全く解消されていないにもかかわらず、十分な施策は講じられていない。この兵庫県においても、20年前の阪神・淡路大震災の被災者の中には、いまだ安定した住居を確保できないなど、依然として生存権が脅かされている方々が存在する。

さらに、平和主義についても、集団的自衛権の行使については歴代内閣が一貫して憲法9条により否定されていると解釈し、それを前提として国会はこれまでの立法活動を展開してきたにもかかわらず、閣議決定という、主権者である国民や国会を蚊帳の外に置いた方法で容認され、法案整備が進められるなど、平和国家としての日本のあり方を変質せしめるだけでなく、立憲主義をもないがしろにした事態が生じている。

このように日本国憲法の定める国民主権、基本的人権の保障、平和主義という3つの基本原理は、今日、必ずしも揺るぎないものとして確立しているとは言い難い状況にはあるが、主権者たる国民の誰もが等しく個人として尊重される平和な社会は、日本国憲法の理念を実践することによって実現されるものである。当会としても、弁護士法が、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と規定していることを改めて胸に刻み、引き続き、立憲主義の堅持と日本国憲法の定める基本原理が活かされた社会の実現のために尽力していきたい。

以 上